

◀ 定期報告を必要とする建築物・建築設備等の指定概要 ▶

6 相模原市

(令和7年7月改正)

※ 表中の【床面積】: 当該用途に供する部分の床面積の合計

報告周期	建築物		防火設備	建築設備 (給排水設備は対象外)		
	3年毎	毎年	毎年	毎年		
用途	規模等 (いずれかに該当するもの) 政令及び相模原市建築許可等取扱規則		随時閉鎖式 常時閉鎖式 (注7)	機械換気	機械排煙	非常用照明
	避難階以外の階に対象用途があるもの					
劇場	—	・床面積が100㎡超 ※避難階のみにあるものを 含む	定期報告の 対象となる建築物 に設置された設 備			
映画館	—					
演芸場	—					
観覧場(屋外観覧場は除く)	—					
公会堂	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上	—	(いずれかに 該当するもの) ①定期報告の 対象となる建築 物に設置された 設備 ②床面積の合 計が200㎡超の 建築物に設置 された設備(随 時閉鎖式に限 る)	定期報告の 対象となる建築 物に設置され た設備	定期報告の 対象となる建 築物に設置さ れた設備	定期報告の 対象となる建 築物に設置さ れた設備
集会場	③地階の床面積が100㎡超	—				
ホテル、旅館	①3階以上の床面積が100㎡超	・床面積が300㎡超 ※避難階以外の階に対象 用途がある				
病院(注1)	②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超					
有床診療所(注1)	※右欄に該当するもの以外	—				
共同住宅(注2)	①3階以上の床面積が100㎡超	—				
寄宿舎(注3)	②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	—				
児童福祉施設等(注4)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超 ※右欄に該当するもの以外	・令第19条に規定する児童 福祉施設等 ・床面積が300㎡超 ※避難階以外の階に対象 用途がある				
体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、スケート 場、水泳場、スポーツの練習場 (注5)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②床面積が2,000㎡以上					
百貨店、マーケット、物品販売業を 営む店舗	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超 ※右欄に該当するもの以外	・床面積が500㎡超 ※避難階のみにあるものを 含む				
料理・飲食店等(注6)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上 ④地階の床面積が100㎡超		—			

※ 対象建築物: 床面積100㎡超200㎡以下で階数が2以下のものを除く

建築物の用途	(注1) 病院・有床診療所	・2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	(注2) 共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	(注3) 寄宿舎	・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	(注4) 児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設〔(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)、その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)〕 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る) 【相模原市建築許可等取扱規則 用途追加】 建築基準法施行令第19条に規定する児童福祉施設等
	(注5) 体育館等	・学校に付属するものを除く
	(注6) 料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
防火設備	(注7) 随時閉鎖式	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
	常時閉鎖式	・各階の主要な防火扉に限る (①避難経路に設けられたもの ②吹き抜面に面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの)

◀ 注意点 ▶ 対象建築物: 市建築許可等取扱規則で追加されている。